

## LP ガス販売事業者用保安教育指針 新旧対照表(案)

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008)</u> (案)	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<div data-bbox="685 310 1107 405" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>1. 総則</b></div> <p data-bbox="344 415 513 443"><b>1. 1 目的</b></p> <p data-bbox="344 459 1442 625">本書は、<u>液化石油ガス法第18条に定められたLPガス販売事業者が従業員に施さなければならない保安教育について、その標準的な内容を定め、また参考となる教育資料を掲載・例示することにより、その教育の実施を容易にし、その内容を一定水準に保つとともに、LPガスの災害防止に資することを目的とします。</u></p> <p data-bbox="344 688 566 716"><b>1. 2 適用範囲</b></p> <p data-bbox="344 732 1442 810"><u>本指針は、LPガス販売事業者が液化石油ガス法第18条により保安教育を計画し、実施する場合に適用します。</u></p> <p data-bbox="344 827 1442 905"><u>また、保安機関がその従業者に保安教育を行う場合は、本指針を準用できるものとします。</u></p> <div data-bbox="706 1003 1121 1098" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>2. 保安教育体制</b></div> <p data-bbox="368 1104 1397 1131">従業員の保安教育を確実に行的っていくためには、まず、教育体制の設備が必要です。</p> <p data-bbox="344 1148 1442 1314">従業員に対する保安教育は、LPガス販売事業者が実施する義務があり、したがって、事業主自ら実施主体となることが本来的です。ただし、現実には事業主が個々に十分な実施を行うことが難しい面もあり、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させることが必要であるとの法制面での運用がなされています。</p> <p data-bbox="344 1331 1442 1497">しかし、保安教育をこうした外部講習会に全面的に頼るのではなく、各社工夫して社内教育を実施できる体制を整備しておくことは、従業員の資質の向上のためにも必要なことです。社内の教育体制については、企業等組織の態様によって異なるものですが、基本的には以下のような体制の整備が必要であるといえます。</p> <p data-bbox="344 1560 700 1587"><b>2. 1 教育責任者等の選任</b></p> <p data-bbox="379 1604 1442 1820">教育の責任者は、事業主自らなることが望ましいと考えられますが、組織の態様によっては、事業経営の一部を分担させている者あるいは委譲している者等の中から適任者を教育責任者として選任することとしてもよいでしょう。いずれにせよ教育の責任者を明確にし、この責任者が絶えず教育に関心を持ち、その進捗状況や効果をチェックし、実効の上がる教育が実施されるよう事業主が監督することが必要です。</p> <p data-bbox="409 1837 1442 1864">また、教育訓練指導者として、教育の責任者を含め知識、経験の豊富な者の中から適</p>	<div data-bbox="1955 1003 2371 1098" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>1. 保安教育体制</b></div> <p data-bbox="1641 1104 2668 1131">従業員の保安教育を確実に行的っていくためには、まず、教育体制の設備が必要です。</p> <p data-bbox="1617 1148 2712 1314">従業員に対する保安教育は、LPガス販売事業者が実施する義務があり、したがって、事業主自ら実施主体となることが本来的です。ただし、現実には事業主が個々に十分な実施を行うことが難しい面もあり、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させることが必要であるとの法制面での運用がなされています。</p> <p data-bbox="1617 1331 2712 1497">しかし、保安教育をこうした外部講習会に全面的に頼るのではなく、各社工夫して社内教育を実施できる体制を整備しておくことは、従業員の資質の向上のためにも必要なことです。社内の教育体制については、企業等組織の態様によって異なるものですが、基本的には以下のような体制の整備が必要であるといえます。</p> <p data-bbox="1617 1560 1973 1587"><b>1. 1 教育責任者等の選任</b></p> <p data-bbox="1653 1604 2712 1820">教育の責任者は、事業主自らなることが望ましいと考えられますが、組織の態様によっては、事業経営の一部を分担させている者あるいは委譲している者等の中から適任者を教育責任者として選任することとしてもよいでしょう。いずれにせよ教育の責任者を明確にし、<u>これらの責任者が絶えず教育に関心を持ち、その進捗状況や効果をチェックし、実効の上がる教育が実施されるよう事業主が監督することが必要です。</u></p> <p data-bbox="1682 1837 2712 1864">また、教育訓練指導者として、教育の責任者を含め知識、経験の豊富な者の中から適</p>

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<p>任者を選任しておき、その者に教育訓練の実務に当たらせることが適当です。この場合、教育内容により、十分に効果を上げるために必要があるときは、外部から講師を招いて教育訓練を行うことも一策でしょう。</p> <p><b>2. 2 教育訓練の実施計画</b></p> <p>教育を効果的に実施するためには計画を立て、これに従って実施していくことが適当です。それには対象者別に項目、方法、順序、場所等を盛り込んだ年間計画又は月間計画が最良と考えられます。これが困難な場合には、従業員の教育目標（教育の重点項目）を定め、その目標に沿った教育を実施していくことでもよいでしょう。</p> <p>また、教育訓練の実施状況について、対象者別に個々に進度が把握できるよう配慮し、実施した教育訓練の指導者、対象者、日時（時間数）、場所、テキスト等教育内容に関する必要事項を記録し、これを保存して、計画又は目標の見直しの際に役立てるようにするとよいでしょう。なお、この記録は、従業員教育を実施したということを第三者に実証する資料ともなりうるものであるということを付言しておきます。</p> <p><b>2. 3 教育資料の整備</b></p> <p>教育を円滑に進めるには、次に示すような社内でも所有している業務規程その他の各種資料や関係法令、教育資料等を有効に活用できるよう整理しておくことが大切です。</p> <p>社内で整備するものの例としては、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程類（社内基準、マニュアル等）</li> <li>・官庁関係文書（許可申請書（写）、許可書、登録申請書（写）、登録書、届出書等）</li> <li>・業務報告等各種報告書</li> </ul> <p>関係法令、教育資料として収集、整理するものの例としては、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法規（液化石油ガス法、高圧法、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（以下「特監法」という。）、消防法、建築基準法、<u>消費生活用製品安全法</u>、<u>個人情報保護法</u>等）</li> <li>・新聞及び雑誌</li> <li>・各種統計</li> <li>・業界、団体作成資料（保安啓発用パンフレット、各種器具等のカタログなど）</li> <li>・便覧類</li> <li>・事故例集</li> <li>・スライド、ビデオ等</li> </ul> <p><b>2. 4 講習会の受講及び資格取得の奨励</b></p> <p>教育対象者と教育内容によっては、社内における教育訓練が不足又は困難な場合があ</p>	<p>任者を選任しておき、その者に教育訓練の実務に当たらせることが適当です。この場合、教育内容により、十分に効果を上げるために必要があるときは、外部から講師を招いて教育訓練を行うことも一策でしょう。</p> <p><b>1. 2 教育訓練の実施計画</b></p> <p>教育を効果的に実施するためには計画を立て、これに従って実施していくことが適当です。それには対象者別に項目、方法、順序、場所等を盛り込んだ年間計画又は月間計画が最良と考えられます。これが困難な場合には、従業員の教育目標（教育の重点項目）を定め、その目標に沿った教育を実施していくことでもよいでしょう。</p> <p>また、教育訓練の実施状況について、対象者別に個々に進度が把握できるよう配慮し、実施した教育訓練の指導者、対象者、日時（時間数）、場所、テキスト等教育内容に関する必要事項を記録し、これを保存して、計画又は目標の見直しの際に役立てるようにするとよいでしょう。なお、この記録は、従業員教育を実施したということを第三者に実証する資料ともなりうるものであるということを付言しておきます。</p> <p><b>1. 3 教育資料の整備</b></p> <p>教育を円滑に進めるには、次に示すような社内でも所有している業務規程その他の各種資料や関係法令、教育資料等を有効に活用できるよう整理しておくことが大切です。</p> <p>社内で整備するものの例としては、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程類（社内基準、マニュアル等）</li> <li>・官庁関係文書（許可申請書（写）、許可書、登録申請書（写）、登録書、届出書等）</li> <li>・業務報告等各種報告書</li> </ul> <p>関係法令、教育資料として収集、整理するものの例としては、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法規（液化石油ガス法、高圧法、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（以下「特監法」という。）、消防法、建築基準法等）</li> <li>・新聞及び雑誌</li> <li>・各種統計</li> <li>・業界、団体作成資料（保安啓発用パンフレット、各種器具等のカタログなど）</li> <li>・便覧類</li> <li>・事故例集</li> <li>・スライド、ビデオ等</li> </ul> <p><b>1. 4 講習会の受講及び資格取得の奨励</b></p> <p>教育対象者と教育内容によっては、社内における教育訓練が不足又は困難な場合があ</p>

<p>新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u></p>	<p>現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u></p>
<p>るので高圧ガス保安協会が行う保安講習会のほか各団体、業界等が開催する外部講習会を活用することも有益です。</p> <p>また、一人でも多くの従業員に液化石油ガス法、高圧法の法定資格やその他の資格を取得させることは、取得するための努力等によって従業員が保安に関する知識や技術技能を向上させることができるばかりでなく、人事異動などに伴って法定資格者が不足し、業務に支障をきたす事態を防ぐことにも役立つこととなるので積極的に進めていく必要があります。</p> <p><b>2. 5 従業員との意見交換</b></p> <p>事業主や教育責任者は、業務も教育の延長という認識に立ち、従業員の業務に関する意欲の向上及び保安意識の向上等を図る観点から、従業員の意見を吸い上げるよう積極的に意見交換を行う必要があります。組織の態様によっては、その一例として、従業員の意見を入れるための箱を設けるなどの提案制度を確立し、社内の活性化を図ることも考えるとよいでしょう。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p><b>3. 教育方法と場所</b></p> </div> <p>教育体制が確立されたならば、次は教育をどのように行っていくかの問題です。</p> <p>教育の方法、場所及び時期は、LP ガス販売事業者の規模、態様に応じて最も適した組み合わせを工夫し、効果が上がり、かつ、効率よく行われるようなもの考える必要があります。例えば、小規模LP ガス販売事業者にあつては、朝礼等を行い、これを利用して5. の教育内容で述べている一般注意事項を徹底するとともに、定期的に勉強会を開き、さらに高度の内容を教育することが望ましいと考えられます。</p> <p><b>3. 1 方法と場所</b></p> <p>教育の方法は、大きく分けて社内における教育と社外における教育とがあります。</p> <p>社内教育の方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の中で仕事をしながら教える。</li> <li>・職場の中ではあるが、仕事の手すき時間を利用して教える。</li> <li>・職場を離れ、教室のような所で教える。(この場合、その教室が会社内部又は別の場所のこともありうる。)</li> </ul> <p>などがあり、社外における方法としては各団体、系列会社等で実施する各種の研修・講習会、講演会及び展示会等への参加があります。これら社内・社外の教育の方法を組み合わせることにより、より効果的な教育を目指すことが必要です。</p>	<p>るので高圧ガス保安協会が行う保安講習会のほか各団体、業界等が開催する外部講習会を活用することも有益です。</p> <p>また、一人でも多くの従業員に液化石油ガス法、高圧法の法定資格やその他の資格を取得させることは、取得するための努力等によって従業員が保安に関する知識や技術技能を向上させることができるばかりでなく、人事異動などに伴って法定資格者が不足し、業務に支障をきたす事態を防ぐことにも役立つこととなるので積極的に進めていく必要があります。</p> <p><b>1. 5 従業員との意見交換</b></p> <p>事業主や教育責任者は、業務も教育の延長という認識に立ち、従業員の業務に関する意欲の向上及び保安意識の向上等を図る観点から、従業員の意見を吸い上げるよう積極的に意見交換を行う必要があります。組織の態様によっては、その一例として、従業員の意見を入れるための箱を設けるなどの提案制度を確立し、社内の活性化を図ることも考えるとよいでしょう。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p><b>2. 教育方法と場所</b></p> </div> <p>教育体制が確立されたならば、次は教育をどのように行っていくかの問題です。</p> <p>教育の方法、場所及び時期は、LP ガス販売事業者の規模、態様に応じて最も適した組み合わせを工夫し、効果が上がり、かつ、効率よく行われるようなもの考える必要があります。例えば、小規模LP ガス販売事業者にあつては、朝礼等を行い、これを利用して4. の教育内容で述べている一般注意事項を徹底するとともに、定期的に勉強会を開き、さらに高度の内容を教育することが望ましいと考えられます。</p> <p><b>2. 1 方法と場所</b></p> <p>教育の方法は、大きく分けて社内における教育と社外における教育とがあります。</p> <p>社内教育の方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の中で仕事をしながら教える。</li> <li>・職場の中ではあるが、仕事の手すき時間を利用して教える。</li> <li>・職場を離れ、教室のような所で教える。(この場合、その教室が会社内部又は別の場所のこともありうる。)</li> </ul> <p>などがあり、社外における方法としては各団体、系列会社等で実施する各種の研修・講習会、講演会及び展示会等への参加があります。これら社内・社外の教育の方法を組み合わせることにより、より効果的な教育を目指すことが必要です。</p>

**3. 2 時期**

教育の時期については、教育計画に沿って定期的実施する定例教育と次のような適当な機会に実施する機会教育との方法で捉えて検討する必要があります。

(機会教育の例)

- ・初めての新しい試みを行うとき
- ・法規の改正があったとき又は規程類を変更したとき
- ・新人を採用したとき
- ・人事異動で新しい職場に移ったとき
- ・指導的立場（業務主任者等）になったとき
- ・自社で事故・災害が発生したとき（反省し、対策を立てた際の内容の徹底、事後処理を進めていく上での注意事項等の徹底）
- ・他所で事故・災害が発生したとき（自分達の参考になること及び作業等の見直し、注意事項の徹底等）

**4. 教育対象者**

教育方法等が決まりましたら、教育すべき対象者をどのようにするかの問題に移ります。

教育は、従業者をある程度質的に区分して行うことが望ましいと考えられますが、小規模LPガス販売事業者にあつては、従業員が少数であるため区分することが困難であると考えられます。したがって、一括しての教育が実態にならざるを得ないでしょう。

しかし、1つの基本的な方向として示しておきますと次のようなクラス区分が考えられますが、事業の態様によっては、それぞれをさらに細分化するとか、事務系、技術系とかに区分することも考えられます。

- ・指導者（業務主任者クラス以上）
- ・現場従業者
- ・非現場従業者（新入社員を含む。）

**5. 教育内容**

次は、具体的な教育の内容についての問題になりますが、どのような事項を教育したらよいかを **5. 1** 以下に述べています。表現としてはほとんど全ての従業員に対して同じようなものになりますが、具体的な教育内容は、対象者によって当然変わるべきものであり、同じ項目であっても対象者に応じ、習得させるべき内容によって適当に組み合わせて教育することが必要です。

**2. 2 時期**

教育の時期については、教育計画に沿って定期的実施する定例教育と次のような適当な機会に実施する機会教育との方法で捕えて検討する必要があります。

(機会教育の例)

- ・初めての新しい試みを行うとき
- ・法規の改正があったとき又は規程類を変更したとき
- ・新人を採用したとき
- ・人事異動で新しい職場に移ったとき
- ・指導的立場（業務主任者等）になったとき
- ・事故・災害が発生したとき（反省し、対策を立てた際の内容の徹底、事後処理を進めていく上での注意事項等の徹底）
- ・他所で事故・災害が発生したとき（自分達の参考になること及び作業等の見直し、注意事項の徹底等）

**3. 教育対象者**

教育方法等が決まりましたら、教育すべき対象者をどのようにするかの問題に移ります。

教育は、従業者をある程度質的に区分して行うことが望ましいと考えられますが、小規模LPガス販売事業者にあつては、従業員が少数であるため区分することが困難であると考えられます。したがって、一括しての教育が実態にならざるを得ないでしょう。

しかし、1つの基本的な方向として示しておきますと次のようなクラス区分が考えられますが、事業の態様によっては、それぞれをさらに細分化するとか、事務系、技術系とかに区分することも考えられます。

- ・指導者（業務主任者クラス以上）
- ・現場従業者
- ・非現場従業者（新入社員を含む。）

**4. 教育内容**

次は、具体的な教育の内容についての問題になりますが、どのような事項を教育したらよいかを **4. 1** 以下に述べています。表現としてはほとんど全ての従業員に対して同じようなものになりますが、具体的な教育内容は、対象者によって当然変わるべきものであり、同じ項目であっても対象者に応じ、習得させるべき内容によって適当に組み合わせて教育することが必要です。

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<p>なお、初めてLPガスに関する仕事に従事することとなった従業員に対する教育は、学校で習ったことや一般生活で会得した知識だけでは不十分なので、できるだけ早く仕事に必要な知識を習得させなければなりません。このため、基本的なことや原理的なことから始め、応用も可能な一連の基礎的知識の習得が中心になるでしょう。詳しい業務知識は、結局、LPガス販売事業者の規模や採用する新人の数にもよりますが、各職場ごとに先任者が新人一人ひとりに対して実務を通じて逐次習得させていくことにならざるを得ないでしょう。したがって、計画された新人教育の課程が修了するまでは、見習期間として現場経験者と区別した教育内容とすることが好ましいと考えられます。</p> <p><u>また積極的にLPガスに関する国家資格を取得するよう奨励することも必要です。</u></p> <p><b>5. 1 事業責任と保安意識</b></p> <p>事業の社会的責任、特に、保安上の責任について周知徹底し、また他の事業との協力関係がある場合には、お互いの責任分岐点を明確に把握しなければなりません。具体的には、保安問題について社会の反応がどのようになっており、特に、LPガス販売事業者の周辺地域住民の関心がどのようであるかを十分認識させ、保安意識の高揚を図ることです。そのためには次の事項を強調する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売先（一般消費者等）の安全確保の重要性</li> <li>・保安に対する社会情勢</li> <li>・消費者教育の重要性</li> <li>・災害・事故が事業に及ぼす影響</li> <li>・保安管理の強化</li> </ul> <p><b>5. 2 法規及び規程類の体系</b></p> <p>事業に係る法規の体系を理解するとともに、更に各法規の内容について次の事項を徹底することが必要です。</p> <p>なお、LPガス販売事業者は、常に最新の情報が把握できる体制を確立し、社内の規程類、施設、設備及び消費先の設備等が法規と対応して常に適切であるようにしておくことが求められます。</p> <p>また、法規が改正されたときには、各団体において説明会が開催されるのでこのような説明会を利用することも一策でしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の法的任務（業務主任者、液化石油ガス設備士、保安業務資格者*等の任務） <ul style="list-style-type: none"> <li>*保安機関を兼ねる場合</li> </ul> </li> <li>・法規のうち特に必要な項目</li> <li>・法規の改正の内容・主旨</li> <li>・規程類の位置付けとその内容</li> </ul>	<p>なお、初めてLPガスに関する仕事に従事することとなった従業員に対する教育は、学校で習ったことや一般生活で会得した知識だけでは不十分なので、できるだけ早く仕事に必要な知識を習得させなければなりません。このため、基本的なことや原理的なことから始め、応用も可能な一連の基礎的知識の習得が中心になるでしょう。詳しい業務知識は、結局、LPガス販売事業者の規模や採用する新人の数にもよりますが、各職場ごとに先任者が新人一人ひとりに対して実務を通じて逐次習得させていくことにならざるを得ないでしょう。したがって、計画された新人教育の過程が終了するまでは、見習期間として現場経験者と区別した教育内容とすることが好ましいと考えられます。</p> <p><b>4. 1 事業責任と保安意識</b></p> <p>事業の社会的責任、特に、保安上の責任について周知徹底し、また他の事業との協力関係がある場合には、お互いの責任分岐点を明確に把握しなければなりません。具体的には、保安問題について社会の反応がどのようになっており、特に、LPガス販売事業者の周辺地域住民の関心がどのようであるかを十分認識させ、保安意識の高揚を図ることです。そのためには次の事項を強調する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売先（一般消費者等）の安全確保の重要性</li> <li>・保安に対する社会情勢</li> <li>・消費者教育の重要性</li> <li>・災害・事故が事業に及ぼす影響</li> <li>・保安管理の強化</li> </ul> <p><b>4. 2 法規及び規程類の体系</b></p> <p>事業に係る法規の体系を理解するとともに、更に各法規の内容について次の事項を徹底することが必要です。</p> <p>なお、LPガス販売事業者は、常に最新の情報が把握できる体制を確立し、社内の規程類、施設、設備及び消費先の設備等が法規と対応して常に適切であるようにしておくことが求められます。</p> <p>また、法規が改正されたときには、各団体において説明会が開催されるのでこのような説明会を利用することも一策でしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の法的任務（業務主任者、液化石油ガス設備士、保安業務資格者*等の任務） <ul style="list-style-type: none"> <li>*保安機関を兼ねる場合</li> </ul> </li> <li>・法規のうち特に必要な項目</li> <li>・法規の改正の内容・主旨</li> <li>・規程類の位置付けとその内容</li> </ul>

5.3 LP ガスの性質

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費の行為とLPガスの物性並びに漏えい、拡散、火災、爆発等に関する危険性を十分に習得することが必要です。また、LPガスが不完全燃焼した場合に発生する一酸化炭素についても発生機構等を含めた性質を十分に把握し、一酸化炭素中毒事故に関する危険性を習得することも必要です。

5.4 消費者啓発（保安意識の向上）

消費者に対する保安啓発は、LPガスを販売する者として必要不可欠のものであり、常日頃から積極的に取り組むことが重要です。特に、消費者の保安責任区分について啓発パンフレット等を活用し消費者の保安意識を向上させることが重要です。このためには、次の事項を習得し活用することが必要です。

- ・消費者との応対
- ・啓発パンフレット類の活用方法
- ・消費者啓発のあり方

5.5 設備の設置及び取扱い

特定供給設備、供給設備及び消費設備の設置・変更の工事を適切に行うため、「LPガス設備工事作業基準」を整備し、かつ、これらの習得が必要です。

「LPガス設備工事作業基準」を整備できない場合は、「LPガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会発行）」及び「ガス機器の設置基準及び実務指針＜家庭用・業務用＞（（財）日本ガス機器検査協会発行）」を入手し、その内容を習得することが必要です。

LPガス設備工事作業基準

(	① 燃焼器の設置工事 ② ①以外の工事	)
---	------------------------	---

5.6 各種器具等の取扱い及び操作方法

特定供給設備、供給設備又は消費設備を構成するLPガス器具及び点検・調査に必要な器具等の概要を理解し、特に現場従業員に対しては、更に次の器具等は、どのような場合に使用し、どのようなデータが得られるか、その結果はどう管理されるか等の習得が必要です。

- ・耐圧試験設備
- ・気密試験設備

4.3 LP ガスの性質

製造、販売、貯蔵、移動、消費の行為とその目的物であるLPガスについてその物性並びに漏えい、拡散、火災、爆発等に関する危険性を十分に習得することが必要です。また、LPガスが不完全燃焼した場合に発生する一酸化炭素についても発生機構等を含めた性質を十分に把握し、一酸化炭素中毒事故に関する危険性を習得することも必要です。なお、圧力や熱量の単位には、SIが採用されているので十分に理解することが必要です。

4.4 消費者啓発（保安意識の向上）

消費者に対する保安啓発は、LPガスを販売する者として必要不可欠のものであり、常日頃から積極的に取り組むことが重要です。特に、消費者の保安責任区分について啓発パンフレット等を活用し消費者の保安意識を向上させることが重要です。このためには、次の事項を習得し活用することが必要です。

- ・消費者との応対
- ・啓発パンフレット類の活用方法
- ・消費者啓発のあり方

4.5 設備の設置及び取扱い

特定供給設備、供給設備及び消費設備の設置・変更の工事を適切に行うため、「LPガス設備工事作業基準」を整備し、かつ、これらの習得が必要です。

「LPガス設備工事作業基準」を整備できない場合は、「LPガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会発行）」及び「ガス機器の設置基準及び実務指針＜家庭用・業務用＞（（財）日本ガス機器検査協会発行）」を有し、その内容を習得することが必要です。

LPガス設備工事作業基準

(	① 燃焼器の設置工事 ② ①以外の工事	)
---	------------------------	---

4.6 各種器具等の取扱い及び操作方法

特定供給設備、供給設備又は消費設備を構成するLPガス器具及び点検・調査に必要な器具等の概要を理解し、特に現場従業員に対しては、更に次の器具等は、どのような場合に使用し、どのようなデータが得られるか、その結果はどう管理されるか等の習得が必要です。

- ・耐圧試験設備
- ・気密試験設備

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい試験設備</li> <li>・自記圧力計（機械式・電気式）、指針式圧力計、マノメーター、電気式ダイヤフラム式圧力計</li> <li>・ガス検知器</li> <li>・ボーリングバー</li> <li>・CO測定器</li> </ul> <p><b>5.7 容器等の取扱い</b></p> <p>LPガス容器を取り扱う場合は、容器管理マニュアルを整備し、その内容を理解するとともに、特に容器を取扱う従業員については充てん容器、残ガス容器等を問わず次の事項の十分な習得が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の一般的事項（容器の塗色・刻印・表示、容器再検査等）</li> <li>・容器バルブの構造・機能</li> <li>・LPガスの移動、貯蔵、消費及び廃棄における一般的注意事項</li> </ul> <p><b>5.8 バルク供給</b></p> <p>バルク供給を行う場合は、バルク供給マニュアルを整備し、その内容を理解するとともに、これに携わる従業員に対しては資格の取得を通じてバルク供給に係る事項を十分に習得させることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バルク供給システムの概要</li> <li>・バルク供給設備</li> <li>・充てん設備</li> <li>・充てん作業</li> </ul> <p><b>5.9 施設・設備等に関する保全技術</b></p> <p>LPガス貯蔵施設（「貯蔵施設」を保有する場合に限る。）、特定供給設備、供給設備（バルク供給を行う場合は、バルク供給を含む。以下同じ。）、消費設備及び充てん設備（バルク供給を行う場合に限る。以下同じ。）の正常な状態を維持するための維持管理基準を整備し、点検・調査に係る保安業務を行う場合は、点検・調査基準を整備し、これらを現場従業員に習得させることが必要です。また、点検・調査や保全工事に必要な器具、治具、工具類の扱い方等についてどのような注意が必要か徹底することも必要です。</p> <p>点検・調査や保全工事を保安機関及び協力会社に請け負わせる場合には、これらとの接点業務については、責任分担、命令系統、手続等についても徹底する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に関する資格又は技術及び保安対策</li> <li>・工具、治具類の取扱い方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい試験設備</li> <li>・自記圧力計、マノメーター、電気式ダイヤフラム式圧力計</li> <li>・調整器等のLPガス器具</li> <li>・ガス検知器</li> <li>・ボーリングバー</li> <li>・CO測定器</li> </ul> <p><b>4.7 容器等の取扱い</b></p> <p>LPガス容器を取り扱う場合は、容器管理マニュアルを整備し、その内容を理解するとともに、特に容器を取扱う従業員については充てん容器、残ガス容器等を問わず次の事項の十分な習得が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の一般的事項（容器の塗色・刻印・表示、容器再検査等）</li> <li>・容器バルブの構造・機能</li> <li>・移動、貯蔵、消費及び廃棄における一般的注意事項</li> </ul> <p><b>4.8 バルク供給</b></p> <p>バルク供給を行う場合は、バルク供給マニュアルを整備し、その内容を理解するとともに、これに携わる従業員に対しては資格の取得を通じてバルク供給に係る事項を十分に習得させることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バルク供給システムの概要</li> <li>・バルク供給設備</li> <li>・充てん設備</li> <li>・充てん作業</li> </ul> <p><b>4.9 施設・設備等に関する保全技術</b></p> <p>LPガス貯蔵施設（「貯蔵施設」を保有する場合に限る。）、特定供給設備、供給設備（バルク供給を行う場合は、バルク供給を含む。）、消費設備及び充てん設備（バルク供給を行う場合に限る。）の正常な状態を維持するための維持管理基準を整備し、点検・調査に係る保安業務を行う場合は、点検・調査基準を整備し、これらを現場従業員に習得させることが必要です。また、点検・調査や保全工事に必要な器具、治具、工具類の扱い方等についてどのような注意が必要か徹底することも必要です。</p> <p>点検・調査や保全工事を保安機関及び協力会社に請け負わせる場合には、これらとの接点業務については、責任分担、命令系統、手続等についても徹底する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に関する資格又は技術及び保安対策</li> <li>・工具、治具類の取扱い方</li> </ul>

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種基準類の習得</li> <li>・点検・調査技術</li> <li>・保全技術（<u>バルク貯槽安全弁交換作業・調整器等の老朽設備の改善方法を含む。</u>）</li> <li>・<u>施設・設備等に関する期限管理</u></li> <li>・供給設備・消費設備等の定期巡回</li> </ul> <p><b>5. 10 協力会社の管理</b></p> <p>特定供給設備、供給設備又は消費設備の工事を協力会社に依存しているLPガス販売事業者においては、これらのLPガス設備工事を管理するための管理基準を整備し、工事に係る関係書類を確認するとともに整理分類し、保存することが重要です。そのため、次の事項を徹底することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力会社との連絡体制</li> <li>・必要書類の一覧表</li> <li>・確認事項</li> <li>・書類管理方法</li> <li>・基準の徹底</li> </ul> <p><b>5. 11 配送業務の管理</b></p> <p>A. 自社配送の場合</p> <p>容器交換・<u>充てん</u>作業マニュアルを整備し、作業者にこれを習得させることが必要です。</p> <p>なお、配送に際しては、<u>高圧ガス保安法の移動の基準が適用されるので、その内容に加えて非常時の対応方法及び連絡体制を、十分に習得させることが必要です。</u></p> <p>B. 委託配送の場合</p> <p>一般消費者等への容器の配送（交換）・<u>充てん</u>作業を専門業者（以下「配送センター」という。）に委託している場合は、その業務内容、書類管理状況及び配送員（<u>充てん作業員を含む。</u>）の資質等保安上必要な事項を管理するマニュアルを整備し、次の事項を徹底することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安機関の認定の区分等</li> <li>・配送センターの業務概要</li> <li>・配送センターの住所、電話及び連絡担当者</li> <li>・配送センターから報告される事項</li> <li>・容器交換、<u>バルク充てん作業及び供給設備の点検マニュアルの整備状況の確認</u></li> <li>・移動（LPガスの）基準の順守状況</li> <li>・非常時の対応方法及び連絡体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種基準類の習得</li> <li>・点検・調査技術</li> <li>・保全技術（調整器等の老朽設備の改善方法を含む。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給設備・消費設備等の定期巡回</li> </ul> <p><b>4. 10 協力会社の管理</b></p> <p>特定供給設備、供給設備（<u>バルク供給を含む。</u>）又は消費設備の工事を協力会社に依存しているLPガス販売事業者においては、これらのLPガス設備工事を管理するための管理基準を整備し、工事に係る関係書類を確認するとともに整理分類し、保存することが重要です。そのため、次の事項を徹底することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力会社との連絡体制</li> <li>・必要書類の一覧表</li> <li>・確認事項</li> <li>・書類管理方法</li> <li>・基準の徹底</li> </ul> <p><b>4. 11 配送業務の管理</b></p> <p>A. 自社配送の場合</p> <p>容器交換・<u>充填</u>作業マニュアルを整備し、作業者にこれを習得させることが必要です。</p> <p>なお、配送に際しては、<u>高圧ガス保安法の移動の基準が適用されるので、その内容を十分に習得させることが必要です。</u></p> <p>B. 委託配送の場合</p> <p>一般消費者への容器の配送（交換）・<u>充填</u>作業を専門業者（以下「配送センター」という。）に委託している場合は、その業務内容、書類管理状況及び配送員（<u>充てん作業員</u>）の資質等保安上必要な事項を管理するマニュアルを整備し、次の事項を徹底することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安機関の認定の区分等</li> <li>・配送センターの業務概要</li> <li>・配送センターの住所、電話及び連絡担当者</li> <li>・配送センターから報告される事項</li> <li>・容器交換及び供給設備の点検マニュアルの整備状況の確認</li> <li>・移動（LPガスの）基準の順守状況</li> <li>・非常時の対応方法及び連絡体制</li> </ul>



新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<p><b>5. 1 2 保安機関の管理</b></p> <p>一般消費者の消費設備の調査又は供給設備の点検等保安業務を保安機関に委託している場合は、委託した業務内容が適切になされているか等保安上必要な次の事項を保安機関からの報告等を通じ確認するマニュアルを整備し、かつ、その内容を十分に習得することが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安機関へ委託した業務の内容</li> <li>・保安機関からの報告事項</li> <li>・保安機関の点検・調査マニュアル</li> <li>・一般消費者に対する保安啓発</li> </ul> <p>なお、販売事業者の従業員が保安機関の保安業務実施者とともに点検・調査に同行し、点検・調査の実務を研修することも、当該従業員の技術力向上のために考慮する必要があります。</p> <p><b>5. 1 3 異常時及び災害時の対応方法の徹底とその訓練（防災訓練）</b></p> <p>事故・災害を予想し、それに応じた適切な知識を習得し、日頃から訓練しておくことが重要です。</p> <p>また、異常時及び災害時に備え<u>社内及び関係各社への速やかな情報の伝達手段を整備するとともに法で定められた監督官庁への報告方法、関係機関（各都道府県LPガス協会、消防、警察等）との連携・協力体制等について予め検討しておくことが必要です。</u></p> <p>日頃の訓練としては、事故・災害事例を参考とし、想定訓練や対応策に役立てる工夫が必要です。また、社内で異常時・災害時に関するマニュアルを作成し、常日頃から活用することが望ましいといえます。</p> <p>防災訓練に必要な事項を列挙しますと次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・災害時の応急措置（連絡体制、緊急出動体制等）</li> <li>・地震、台風又は雪害時の天災に対する措置</li> <li>・避難誘導法</li> <li>・消火器の取扱い方</li> <li>・救急措置</li> </ul> <p>なお、防災訓練の実施は、単独の事業者では困難な面もあるので、<u>各都道府県又は地域等</u>で実施される防災訓練に積極的に参加することが望まれます。</p> <p>また、集中監視システムを導入している場合には、システムの内容をよく理解し、その利用方法等の習得が必要です。</p>	<p><b>4. 1 2 保安機関の管理</b></p> <p>一般消費者の消費設備の調査又は供給設備<u>（バルク供給設備を含む。）</u>の点検等保安業務を保安機関に委託している場合は、委託した業務内容が適切になされているか等保安上必要な次の事項を保安機関からの報告等を通じ確認するマニュアルを整備し、かつ、その内容を十分に習得することが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安機関へ委託した業務の内容</li> <li>・保安機関からの報告事項</li> <li>・保安機関の点検・調査マニュアル</li> <li>・一般消費者に対する保安啓発</li> </ul> <p>なお、販売事業者の従業員が保安機関の保安業務実施者とともに点検・調査に同行し、点検・調査の実務を研修することも、当該従業員の技術力向上のために考慮する必要があります。</p> <p><b>4. 1 3 異常時及び災害時に対する訓練（防災訓練）</b></p> <p>事故災害を予想し、それに応じた適切な知識を習得し、日頃から訓練しておくことが重要です。</p> <p>また、異常時及び災害時に備え関係機関（各都道府県LPガス協会、消防、警察等）との連携・協力体制等について予め検討しておく<u>必要もあります。</u></p> <p>日頃の訓練としては、事故・災害事例を参考とし、想定訓練や対応策に役立てる工夫が必要です。また、社内で異常時・災害時に関するマニュアルを作成し、常日頃から活用することが望ましいといえます。</p> <p>防災訓練に必要な事項を列挙しますと次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・災害時の応急措置（連絡体制、緊急出動体制等）</li> <li>・地震、台風又は雪害時の天災に対する措置</li> <li>・避難誘導法</li> <li>・消火器の取扱い方</li> <li>・救急措置</li> </ul> <p>なお、防災訓練の実施は、単独の事業者では困難な面もあるので、<u>各県又は地域等</u>で実施される防災訓練に積極的に参加することが望まれます。</p> <p>また、集中監視システムを導入している場合には、システムの内容をよく理解し、その利用方法等の習得が必要です。</p>

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<p><b>5. 1 4 事事故例・ヒヤリハット事例の研究</b></p> <p>異常時及び災害時の教育訓練のためにも、LPガスに関する事故例及び事故情報を新聞の切抜き、ホームページ等により収集し、その原因や重大事故から得られた対応策、更には安全機器（器具）等の普及及び老朽化した器具の交換対策を検討し、従業員に徹底しておくことが必要です。</p> <p>また、重大な事故に至らなかったヒヤリハット事例についても、従業員に対応策・改善点を十分に把握させることが重要です。なお、社内で発生したヒヤリハット事例については、情報を共有化し対応していくことが特に重要です。</p> <p><b>5. 1 5 最新の保安技術</b></p> <p>安心・快適な生活に対する消費者のニーズに応じられる体制を整えるため、最新の保安機器及びガス器具（各種安全装置を含む。）の取扱い、操作、保守、点検方法等の習得に加え、集中監視システム等の保安システムについても最新情報を常に収集し把握しておくことが必要です。その際、燃焼器具及び保安機器等の説明書の整備や関連業界団体等が行う各種展示会の見学や講習会への参加も積極的に行っていく必要があります。</p> <p>また、ホームページ等から前述の情報を収集するのも有用な手段です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイコンメータ（Ⅱ、S、E、SB、EB型等）</li> <li>・ガス漏れ警報器連動遮断装置</li> <li>・対震自動ガス遮断器</li> <li>・ガス漏れ警報器</li> <li>・CO警報器</li> <li>・集中監視システム</li> <li>・<u>燃焼器安全装置（不完全燃焼防止装置、過熱防止装置、立消え安全装置等）</u></li> </ul> <p><b>5. 1 6 書類管理</b></p> <p>法定書類及び業務に関する書類を整理分類して管理することは保安面、消費者サービス等各方面から重要なことであり、次の書類等の記入要領、整理分類方法等のマニュアルを整備し、習得することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・調査結果の報告書類</li> <li>・図面（配管図）</li> <li>・保安確保機器の期限管理関係書類（認定販売事業者の場合）</li> </ul> <p><b>5. 1 7 検査設備等の管理</b></p> <p>点検・調査に必要な検査設備の維持管理にあたっては、検査器具等維持管理マニュアルを整備し、かつ、その内容の十分な習得が必要です。</p>	<p><b>4. 1 4 事事故例・ヒヤリハット事例の研究</b></p> <p>異常時及び災害時の教育訓練のためにも、LPガスに関する事故例及び事故情報を新聞の切抜き、ホームページ等により収集し、その原因や重大事故から得られた対応策、更には安全機器（器具）等の普及及び老朽化した器具の交換対策を検討し、従業員に徹底しておくことが必要です。</p> <p>また、重大な事故に至らなかったヒヤリハット事例についても、従業員に対応策・改善点を十分に把握させることが重要です。なお、社内で発生したヒヤリハット事例については、情報を共有化し対応していくことが特に重要です。</p> <p><b>4. 1 5 最新の保安技術</b></p> <p>安心・快適な生活に対する消費者のニーズに応じられる体制を整えるため、最新の保安機器及びガス器具（各種安全装置を含む。）の取扱い、操作、保守、点検方法等の習得に加え、集中監視システム等の保安システムについても最新情報を常に収集し把握しておくことが必要です。その際、燃焼器具及び保安機器等の説明書の整備や関連業界団体等が行う各種展示会の見学や講習会への参加も積極的に行っていく必要があります。</p> <p>また、ホームページ等から前述の情報を収集するのも有用な手段です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイコンメータ（Ⅱ、S、SB型等）</li> <li>・ガス漏れ警報器連動遮断装置</li> <li>・対震自動ガス遮断器</li> <li>・ガス漏れ警報器</li> <li>・CO警報器</li> <li>・集中監視システム</li> </ul> <p><b>4. 1 6 書類管理</b></p> <p>法定書類及び業務に関する書類を整理分類して管理することは保安面、消費者サービス等各方面から重要なことであり、次の書類等の記入要領、整理分類方法等のマニュアルを整備し、習得することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・調査結果の報告書類</li> <li>・図面（配管図）</li> <li>・保安確保機器の期限管理関係書類（認定販売事業者の場合）</li> </ul> <p><b>4. 1 7 検査設備等の管理</b></p> <p>点検・調査に必要な検査設備の維持管理にあたっては、検査器具等維持管理マニュアルを整備し、かつ、その内容の十分な習得が必要です。</p>

新 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 1701 (2008) (案)</u>	現行 / LP ガス販売事業者用保安教育指針 <u>KHKS 0724 (2004)</u>
<p><b>5. 1 8 苦情処理</b></p> <p>消費者からの苦情及び質問に対する適切な処理を行うことは、販売事業者に対する消費者の信頼性を高めることともなり重要なことです。そのため次の事項を徹底させる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付体制</li> <li>・書式の設定</li> <li>・販売事業者内で対応できないときの措置</li> <li>・保安機関や関連会社との連絡体制</li> </ul> <p><b>5. 1 9 個人情報の管理</b></p> <p><u>販売事業者はLPガスを消費者へ供給するため、さまざまな個人情報を所有します。このような個人情報は外部に漏れたり不正に流用されたりすることがないように、適切に管理する必要があります。</u></p> <p><u>また、配送や保安業務を他者に委託する場合はこれらの情報を委託先へ提供することとなりますが、この場合は販売事業者が委託先におけるその情報の取扱いについて適切に管理する必要があります。</u></p> <p><b>5. 2 0 その他必要事項</b></p> <p>業務に係る事項でなくても従業員の資質向上となる例えば次に掲げるような事項について積極的に習得させることも大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢</li> <li>・コンピュータに関すること</li> <li>・エネルギー情勢</li> <li>・接客方法（礼儀作法及び言葉使い等）</li> </ul> <p><b>5. 2 1 保安教育の理解度確認</b></p> <p>保安教育をより有効にするには、従業員が教育内容を理解し、実践しているかを確認することが重要なことです。このためには、従業員が教育内容を理解し実践しているか確認できる体制を整える必要があります。また、教育内容を理解できず実践していない従業員に対しては、再教育を施すとともに、教育体制の見直しを図る必要もあります。（保安教育の理解度確認の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員との意見交換</li> <li>・従業員の業務チェック</li> <li>・理解度確認テストの実施</li> </ul>	<p><b>4. 1 8 苦情処理</b></p> <p>消費者からの苦情及び質問に対する適切な処理を行うことは、販売事業者に対する消費者の信頼性を高めることともなり重要なことです。そのため次の事項を徹底させる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付体制</li> <li>・書式の設定</li> <li>・販売事業者内で対応できないときの措置</li> <li>・保安機関や関連会社との連絡体制</li> </ul> <p><b>4. 1 9 その他必要事項</b></p> <p>業務に係る事項でなくても従業員の資質向上となる例えば次に掲げるような事項について積極的に習得させることも大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢</li> <li>・コンピュータに関すること</li> <li>・エネルギー情勢</li> <li>・接客方法（礼儀作法及び言葉使い等）</li> </ul> <p><b>4. 2 0 保安教育の理解度確認</b></p> <p>保安教育をより有効にするには、従業員が教育内容を理解し、実践しているかを確認することが重要なことです。このためには、従業員が教育内容を理解し実践しているか確認できる体制を整える必要があります。また、教育内容を理解できず実践していない従業員に対しては、再教育を施すとともに、教育体制の見直しを図る必要もあります。（保安教育の理解度確認の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員との意見交換</li> <li>・従業員の業務チェック</li> <li>・理解度確認テストの実施</li> </ul>